史跡足尾銅山跡
通洞坑　宇都野火薬庫跡　本山坑
本山動力所跡　本山製錬所跡　本山鉱山神社跡
保存活用計画

平成２８年３月

日光市教育委員会

本山製錬所跡全景　平成 28 年（2016）撮影

本山製錬所全景　大正６年（1917）撮影

序

日光市は、栃木県のおよそ４分の１にあたる広大な面積を有しており、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」に代表される豊かな自然環境と、世界文化遺産である「日光の社寺」を始めとする貴重な歴史的遺産が多数存在しています。

足尾銅山は明治期にいち早く近代化を果たした我が国最大の産銅量を誇る銅山として知られ、昭和４８年の閉山まで日本の銅生産の中心でありました。足尾地域にはこのような歴史を示す産業遺産が多数残されており、これらを貴重な文化財ととらえ、その保全と活用を図ることは当市の責務であるとの考えから文化財指定を進めてまいりました。

平成２０年に、我が国の近代産業の発展を知る上で貴重であり、近代足尾銅山の象徴的施設として、通洞坑と宇都野火薬庫跡が国史跡に指定されました。その後、平成２６年には本山坑・本山鉱山神社跡・本山動力所跡・本山製錬所跡の４箇所が追加指定されたことにより、その保存管理の手続きや活用の考え方を明確にするために、平成２６年と２７年の２ヵ年で史跡足尾銅山跡保存活用計画を策定する運びとなりました。

今後はこの計画に基づき、関係機関との連携を一層深めながら「史跡足尾銅山跡」を貴重な地域資源として多くの人たちに親しまれる魅力ある整備活用を目指すとともに、後世に伝える努力をしてまいりたいと考えております。

計画の策定にあたり、委員をお引き受けくださいました諸先生方、また貴重な助言を頂きました文化庁文化財部記念物課、栃木県教育委員会事務局文化財課、古河機械金属株式会社をはじめとする関係者の皆様に深く御礼申し上げます。

平成２８年３月

日光市教育委員会

教育長　前田　博

目　次

・序
・例　言

序　章　保存活用計画策定の経過と目的 ―――― 1
1．計画策定に至る経緯 …… 1
2．計画の目的 …… 2
3．計画の対象範囲 …… 2
4．計画の検討経過と事業実施体制 …… 2
5．計画の周知と見直し …… 4

第１章　足尾銅山跡と周辺環境 ―――― 5
1．位　置 …… 5
2．足尾地域の自然環境 …… 6
（１）足尾銅山の地質と鉱床
（２）気　象
（３）植　生
3．足尾銅山の変遷と特徴 …… 11
（１）足尾銅山の沿革と時期区分
（２）技術的特徴からみた足尾銅山の変遷
（３）鉱山都市足尾の生産拠点の変遷と空間構造の特徴
4．足尾地域の産業遺産の価値と構成 …… 30
（１）足尾銅山の産業遺産としての価値
（２）足尾地域の産業遺産の構成
（３）足尾地域の産業遺産の主要施設一覧
5．足尾地域の産業遺産の保存に関する考え方 …… 38
（１）基本的な考え方
（２）産業遺産の保存
（３）周辺環境の保全

第２章　史跡足尾銅山跡の現状 ―――― 43
1．史跡指定 …… 43
（１）指定の概要
（２）指定の範囲
（３）指定地ごとの概要と価値
2．指定地ごとの保存状況 …… 58
（１）通洞坑
（２）宇都野火薬庫跡

（３）本山坑
（４）本山動力所跡
（５）本山製錬所跡
（６）本山鉱山神社跡
（７）間藤浄水場（追加指定準備中）
３．足尾銅山跡の構成要素 …… 77
（１）足尾銅山跡の構成要素の分類
（２）足尾銅山跡の構成要素の一覧

第３章　保存管理 —— **93**
１．保存管理の基本方針 …… 93
２．指定地ごとの保存管理方針 …… 95
（１）通洞坑
（２）宇都野火薬庫跡
（３）本山坑
（４）本山動力所跡
（５）本山製錬所跡
（６）本山鉱山神社跡
（７）間藤浄水場（追加指定準備中）
３．現状変更の取扱の方針及び基準 …… 109
（１）現状変更の取扱に関する基本的事項
（２）現状変更等の許可が必要な行為
（３）日常的な維持管理の行為
（４）史跡指定地にかかる現状変更等の履歴
４．追加指定に関する考え方 …… 114
（１）優先的に追加指定を検討する施設
（２）既存指定地の追加指定について
（３）足尾地域の産業遺産の保存に関する考え方

第４章　整備活用 —— **116**
１．整備活用の基本的な考え方 …… 116
２．整備活用の推進方策 …… 117
（１）整備活用の方法
（２）整備活用の進め方

第５章　保存管理・整備活用の体制整備 —— **119**
１．保存管理・整備活用の体制整備に関する基本的な考え方 …… 119
２．地域・所有者・専門家等による協働 …… 120

●附属資料 —— **121**

例　言

１．本書は、栃木県日光市足尾町に所在する「史跡足尾銅山跡 通洞坑 宇都野火薬庫跡 本山坑 本山動力所跡 本山製錬所跡 本山鉱山神社跡」の保存活用計画である。

２．本計画の策定は、日光市教育委員会が事業主体となり、文化庁の国庫補助を受けて実施した。

３．本計画の策定にかかる事務は、日光市教育委員会事務局文化財課が担当した。また、策定にかかる編集等の作業の一部を株式会社文化財保存計画協会に、測量業務を第一測工株式会社に委託した。

４．本書は学識経験者や関係機関、史跡の所有者等で構成される「史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会」の委員と、文化庁文化財部記念物課、栃木県教育委員会事務局文化財課で協議した内容を、日光市教育委員会事務局文化財課がまとめたものである。

５．本書に掲載した現況写真は、日光市教育委員会と株式会社文化財保存計画協会が撮影したものである。また、古写真は関係者の許可を得て掲載したものである。

６．本書に掲載した資料の一部は、古河機械金属株式会社をはじめ、所蔵先の許可を得ている。